

「秋津・万呂盆踊り大会」中止のお知らせ

例年8月に開催しております「秋津・万呂盆踊り大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び来場される皆様の健康と安全を最優先に考え、今年も中止することといたしました。

盆踊り大会は、2008年から始まり、10年以上続いてきたお祭りです。秋津・万呂の両町内の繋がりが親睦を深め、多くの地域住民の交流を目的として開催されています。また、盆踊りだけではなく、子どもたちのダンス披露や夜店もあり、賑わいをみせています。

盆踊り大会への参加を楽しみにされていた皆様には、誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。来年度は、実施を予定しておりますので、ご参加いただけたらと思います。



万呂町内会会長 米田 秀彦

秋津町内会会長 中田 康彦

七夕飾りについて

毎年7月に開催している公民館行事の「七夕飾り」ですが、現在のところ開催する予定にしています。例年通りの方法で開催するのは、3密の状態を作ってしまうので、公民館前に「笹」を置き、誰でもご自由に願い事を書いたり、飾付けをしていただくブースを設けようと考えております。

開催の日程等、詳細が決まりましたら、公民館報等でお知らせしますので、よろしくお願いいたします。



図書の出しについてお知らせします

秋津公民館では、1階廊下に、市立図書館の貸出用の本をそろえています。

5月25日(火)に、市立図書館から図書の入替えを実施しましたので、お知らせします。引き続きご活用ください。

本を入れている棚の横に、貸出申込書があります。貸出しをご希望の方は、申込書にご記入の上、そばに置いてある箱に入れてください。本の返却は、そのまま棚へ戻してください。また、移動図書館「べんけい号」も下記の日程で秋津公民館駐車場に来ますので、併せてお知らせします。

■日時:6月1日(火) 13時20分~14時

7月1日(木) 13時20分~14時

※今後の新型コロナウイルスの状況で中止になる場合があります。



秋津公民館報

令和3年6月

館長：木村周平 主事：中島野乃世
事務所：田辺市高雄一丁目23番1号 市民総合センター内
電話：26-4925 FAX：25-6029
田辺市ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>
秋津公民館区 人口 及び 世帯数 (令和3年4月末現在)
人口 3,230人 男性 1,565人 女性 1,665人 1,428世帯



未来へつながる道
田辺市

秋津橋が改修されました!!

5月21日(金)9時から、秋津町(青木)にある「秋津橋」が約5年ぶりに通行できるようになりました。平成27年度の点検で、橋脚に亀裂が見つかり、崩れ落ちる可能性があるとして、平成28年3月から通行止めになっていました。地域の皆さまにとって便利で長く親しまれてきた橋だったので、改修工事が終了したと知った地域の方は、『やっと通ることができて嬉しい。』と大変喜んでいました。

歴史を辿ってみると、秋津橋は、昭和11年10月に完成しました。それまでは、木造だったそうです。『復刻版 秋津誌』によると、「木造秋津橋は老朽により、また、災害対策をかねて昭和11年10月に延長60m、幅員4.5mの鉄筋コンクリート橋に改築された。」と記されていました。

通行可能になり、とても便利になりますが、元々交通量が多い場所でもあります。歩行者や自転車には気を付けて通行するようにしましょう。



最初に完成してから
85年が経ちます!

LINE公式アカウント 秋津公民館



登録方法

1

【QRコード】



右のQRコードを読み取り、
田辺市秋津公民館を追加して登録!!



登録方法

2

【ID検索】

@809skmvj を検索して登録!!

友だち
募集中
!!

令和3年度危険物安全週間の実施について

6月6日(日)から6月12日(土)まで危険物安全週間です。事業所や個人での危険物の取扱いには十分気を付けましょう。また、ガソリンを携行缶で購入される際は、右のとおりガソリンスタンドで確認を行いますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。

【令和3年度危険物安全週間推進標語】

事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム

令和2年2/1施行 ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- 消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)
 ② **使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。



災害時・警報発令時の施設の利用について

秋津公民館をいつもきれいにご利用いただきありがとうございます。梅雨の時期になりましたので、警報発表時などの貸館規定について、下記のとおりとなっていますので、お知らせします。詳細は公民館内にも掲示していますので、ご確認をお願いします。

その他、ご不明な点がございましたら、秋津公民館までお問い合わせください。

| 警報等の種類 | 規則 | 警報等の種類 | 規則 |
|--------------|--|---------------|--|
| 大雨警報 洪水警報 | 利用可 | 大津波警報 津波警報 | 利用不可 |
| 災害発生時 | 施設に被害がなければ 利用可 ※ただし、市内及び周辺地域の被害状況により判断 | 暴風警報 | 利用不可 ※ただし、警報が発表されたときに、既に利用中の場合は、天候の状況を見ながら、利用を中止してください。 |

ベルマーク等整理作業についてお知らせします

6月のベルマーク等の整理作業について、6月16日(水)の13時30分から15時ごろまで、秋津公民館の1階会議室で行います。いつも楽しく作業しています。一緒に作業しませんか。お待ちしております。なお、ご参加される方は、感染症対策としてマスクの着用をよろしくお願いいたします。

また、公民館では、ベルマークとともに、プルタブ、古切手の回収もしています。立ち寄られた際は、公民館の玄関前にある回収箱に入れてください。(※整理作業は、今後の状況によって延期・中止になる場合があります。)

「田辺市人権尊重のまちづくり条例」が施行されました

田辺市は令和3年4月1日に「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。この条例は、市民と行政が協議を重ね、不当な差別やあらゆる暴力のない、人権が尊重されるまちづくりをめざすために制定したものです。

市はどのような取組を行うの？

- ・人権教育、啓発の実施、相談や支援体制の充実など、人権を尊重するための取組を積極的にすすめます。
- ・インターネット上の差別書き込みなどの人権侵害が発生した場合は、国や県、関係団体と連携し、必要な措置を図ります。

市民や事業者に求められていることは？

- ・市民のみなさんは、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重しましょう。
- ・事業者のみなさんは、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重しましょう。
- ・市等が実施する講演会や研修会に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

身近なところから人権問題を自分のこととして考え、正しく理解し、人権に配慮した言動を心がけ、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現をめざしましょう。

「田辺市人権尊重のまちづくり条例」のリーフレットは、田辺市役所人権推進課または各行政局総務課に配置しています。また、ホームページでもご覧いただけます。

■問合せ：人権推進課 TEL:0739-26-9912

田辺市人権条例

検索

<http://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/>



田辺市人権キャラクター
まもるくん